

景観形成基準チェックリスト

【米須重点地区】

届出者	行為地	糸満市字米須
-----	-----	--------

■糸満市風景づくりの基本理念	■周辺景観の特徴・状況及び配慮事項
糸満市ならではの風景を着実に「気づき、まもり、つくり、そだて、いかす」ことにより、市民の誰もが住み続けたいとなる、訪れる人にとっては何度でも訪れたいとなるようなまちづくりを目指し、「糸満人の誇りとともに一ひかり（活性化）、みどり（環境）、いのり（平和・文化）をつなぐ風景づくり」を実現していきます。	

・周辺景観の特徴、状況を具体的に記入し、それに対して考慮したことを記入して下さい。

対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項	
①建築物・工作物	配置・高さ	■高さは2階建て以下とし、建築設備を含めて12m以下とする。 ※ただし、風景づくり計画の方針に則り周辺景観との調和を乱さないと認められる場合は、階高制限の緩和を受けることができる。	申請者 <input type="checkbox"/>		
		■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。	<input type="checkbox"/>		
	意匠・素材	■屋根や外壁は農村集落の風景に配慮したデザインとし、自然素材を使用するなど、米須らしい緑や海のつながりに調和した風景を形成するように努める。	<input type="checkbox"/>		
		■建物の壁面が大規模になる場合は、戸建の大きさで建物を分散配置、または分節させる。	<input type="checkbox"/>		
		■郷土の歴史・文化を表現するシーサーなどを可能な限り設置する。	<input type="checkbox"/>		
	色彩	■外壁は琉球石灰岩の色彩（コーラルホワイト）を基調とし、マンセルカラーパレットにおいて5R～5Yで明度8以上、彩度2以下とする。	<input type="checkbox"/>		基調色（ ） アクセントカラー（ ） 屋根の基調色（ ）
		■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の5%未満においてその限りではない。ただし原色や蛍光色をはじめとした主張の強い色を避け、周辺の景観と調和させる。	<input type="checkbox"/>		
	敷地・外構	■宅地の最低敷地面積は300㎡とする。ただし、遺産分割等によりやむを得ない場合においてその限りではない。	<input type="checkbox"/>		
		■景観上優れた既存石積みについては保存を図ると同時に、状況によっては移築等の手法を検討する。	<input type="checkbox"/>		
		■道路に面する塀などの外構部の仕上げについては、可能な限り石積み・石張り塀、もしくは生垣とする。石積み・石張り塀の場合は、高さは1.2m以下とする。	<input type="checkbox"/>		
		■建物の外壁は主要な出入口部が面する道路より2m以上後退させる。ただし、車庫に関してはその限りではない。	<input type="checkbox"/>		
		■玄関アプローチ部については、前面道路とのつながりに配慮したデザインとする。	<input type="checkbox"/>		

対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項
① 建築物・工作物	敷地・外構	■ 柵などを設置する際は、可能な限り道路境界線から後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	
		■ ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。	<input type="checkbox"/>	
		■ 隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。	<input type="checkbox"/>	
	緑化	■ 敷地面積100㎡に対して最低1本の高木を可能な限り道路側に植栽するものとする。	<input type="checkbox"/>	
		■ 道路境界部に生じる小スペースについては、生垣等により積極的に緑化を図る。	<input type="checkbox"/>	
	■ 敷地面積に対して、緑地率で10%以上、もしくは緑被率で20%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。	<input type="checkbox"/>		
	■ 国道331号および県道7号線沿道については緑地率で10%以上、もしくは緑被率で20%以上を確保し、さらに国道331号及び県道7号線に面する部分の間口緑視率は、10%以上とする。	<input type="checkbox"/>	緑地率()% 緑被率()% 間口緑視率()%	
	設備	■ エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。	<input type="checkbox"/>	
② 開発行為		■ 擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。	<input type="checkbox"/>	
		■ 開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑化などにより修景を行う。	<input type="checkbox"/>	
土及び土変の所在地の形状他開削の墾		■ 開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。	<input type="checkbox"/>	
		■ 造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。	<input type="checkbox"/>	
④ 物件の堆積		■ 堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。	<input type="checkbox"/>	
⑤ 特定照明		■ 地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。	<input type="checkbox"/>	

< 記入方法 >

- ・ 各形成基準の項目に対して、配慮できているかどうかを確認し、チェック欄の□にレ点を入れてください。
- ・ 配慮事項について各事項に関して景観上配慮した、または工夫したことについて記入してください。
- ・ 具体的な数値について未定の場合は、その旨を記入し、配慮事項を記入してください。